

平成十六年八月十日受領
答弁第三二二号

内閣衆質一六〇第三二号

平成十六年八月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出厚生労働省職員が受領した「監修料」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出厚生労働省職員が受領した「監修料」に関する質問に対する答弁書

(1) について

有限会社コクホ中央研究所及び任意団体である厚生問題研究会が厚生労働省保険局国民健康保険課の職員に監修料を支払っていたことは承知しているが、御指摘の新聞報道に関する事実関係の詳細については、お尋ねの事項を含め、現在調査を行っているところである。監修業務やそれに対する対価としての監修料が適切なものであったかどうかは個別の事案に即して判断されるべきものと考えており、調査の結果に基づき、厳正に対処してまいりたい。

(2) について

監修料を受け取ることが直ちに業者との不正な取引等の温床となるものではないと考えているが、監修料の受取により国民の不信や疑惑を招かないようにする必要があると考えている。

(3) について

国庫補助事業に対する監修が国家公務員の本来の職務に当たるかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断されるべきものであるが、本来の職務として行っているのであれば、監修料を受け取る理由

はないと考えている。

(4) について

有限会社コクホ中央研究所及び任意団体である厚生問題研究会の代表者の氏名等については、別表のとおりであり、代表者及び代表世話人については、厚生労働省の職員であった経歴を有する者である。なお、収支状況については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

また、国家公務員が多額の監修料を受け取るような監修業務を行うことが本来の職務の妨げになるかどうかについては、個別具体的な事案に即して判断されるべきものであるが、厚生労働省においては、職員が行っている国庫補助に関連する出版物等の監修作業の有無、実態等について、今後調査を行うこととしており、その結果に基づき、問題があれば、厳正に対処してまいりたい。

別表

<p>団体名</p>	<p>有限会社コクホ 中央研究所</p>	<p>厚生問題研究会 (任意団体)</p>
<p>代表者又は代表世 話人の氏名</p>	<p>門田 悦司</p>	<p>百軒 孝俊</p>
<p>主な業務内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護関係事業所の顧客管理 ・海外療養費の請求のための翻訳業務 ・各種書籍、パンフレット等の企画、立案、作成、販売等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康保持・増進を図るための調査研究 ・社会保障に関する諸外国の文献の翻訳、会員等への提供等
<p>事務所の所在地</p>	<p>千代田区平河町二―五―五 全国旅館会館</p>	<p>千代田区平河町二―五―五 全国旅館会館</p>